

獨協大学図書館と豊島区との連携及び協働に関する覚書

平成26年4月1日

獨協大学図書館（以下「甲」という。）と豊島区（以下「乙」という。）は、フランス文学者鈴木信太郎関係資料の活用普及を連携協働して推進するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が、鈴木信太郎関係資料の利用・公開に関して連携協働して推進し、資料の活用普及に寄与することを目的とする。

（本覚書対象資料）

第2条 本覚書の対象は、甲所蔵の鈴木信太郎文庫及び関連資料、並びに豊島区指定文化財旧鈴木家住宅及び当該住宅内収蔵資料をいう。

（連携及び協働事業）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づき、次の事項について連携及び協働を進める。なお、連携及び協働の個別の内容については、事案ごとに双方で別途協議の上、書面で定めるものとする。

- （1） 蔵書等レプリカの製作および相互利用
- （2） 蔵書等の貸借
- （3） 展示等の共同企画
- （4） その他鈴木信太郎関係資料にかかわる事業

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、平成26年4月1日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の60日前までに、甲乙いずれからも申し出がない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本覚書の解釈に疑義を生じた場合、又は本覚書に定めのない事項については、甲と乙が別途協議し、これを決定する。

本覚書の証として、覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲埼玉県草加市学園町1番1号

獨協大学図書館長 細田 哲

乙東京都豊島区東池袋1丁目18番1号

豊島区長 高野 之夫